

「ヤングケアラー」とは？

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般的に、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこととさ

れています。

中でも、家族にケアを要す

る人がいる場合、ケア責任を引き受け、家事や家族の世話だけでなく、介護、感情面のサポートを行っていることもあります。

【左図 厚生労働省HPより】

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話を見守りをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーの現状は？

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくく、現状把握に難しさがあります。

令和2年度の厚生労働省の調査では、「家族の中にあるたがお世話をしている人はいますか」という質問に対し、「いる」と答えた中学2年生は5.7%でした。これは、回答した中学2年生の17人に1人がヤングケアラーということになります。

令和3年度の盛岡市教育委員会の調査では、小学校で3件、中学校で7件のヤングケアラーと思われる児童生徒を把握しております。お世話の内容は、料理、洗濯等の家事、乳児を含むきょうだいの世話が中心でしたが、介助を行つているケースも見られています。

学校でできることは？

【ヤングケアラーかもしれない子どもに気付く】

ヤングケアラーは、本人や保護者が「お手伝いは当たり前」と思っていたり、家庭内の問題のために人に言いにくかつたりというケースが多いのが現状です。

【外部機関につなぐ】

【ヤングケアラーかもしれない子どもに気付く】

ヤングケアラーかもしだいの子どもに気付いたときは、スクールソーシャルワーカーなどとも情報共有を行い、児童福祉関係機関と連携を図ります。学校現場では対応できない部分について、ケースワー

ヤングケアラーである場合、その子らしくない行動が増えたり、持つている力が発揮できなくなったりするなどの変化が見られると言われています。例えば、きつちりしたタブレットの子どもに、「急に忘れ物が増えてくる」、「遅刻が増える」、「弁当を持つてきていない」、「部活や習い事をやめない」などの変化が見られたときは注意が必要です。

また、子どもの変化に気付いたとしても、事実の確認は慎重に行う必要があります。子どもは、家庭の事情を話すことでも、大切な家族が責められたり悪く思われたりすることを強く恐れるからです。大切なのは、子どもにとつて信頼できる大人ができることがあります。「いつでも聴くからね」ということを言葉だけでなく態度でも伝え続けることが重要です。

【相談・相談先を紹介する】

家族の手伝いや手助けをすることにより、学校生活に影響が出たり、心身に不調を感じたりするほどの重い負荷がかかっている場合は、学校の先生、スクールカウンセラー、親戚の人、友達などに相談するよう教えていきます。また、電話やメールなどで悩みを相談できる窓口があることも紹介していきます。

【電話・メール相談窓口】

○盛岡市教育相談室

019-651-7830
※平日9時30分～17時

○ふれあい電話・メール

0120-007-110
※24時間対応

○e-mail

fureai@pref.iwate.jp
※平日9時～17時

○子どもの人権110番

0120-007-110
※平日8時30分～17時